

資料編

VI. 公共工事入札契約適正化法に規定する特殊法人一覧 ※

締結した下請契約の請負代金の額にかかわらず、下請契約を締結したときに、施工体制台帳等の作成が必要とされる公共工事発注者とは、国又は地方公共団体の他、下記の表に示す特殊法人をいう。

名称	令第27条の13に規定しない法人
う (国研)宇宙航空研究開発機構	
お 沖縄科学技術大学院大学学園	○
か (国研)科学技術振興機構	
く (独)空港周辺整備機構	
こ (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構	
(独)国際協力機構	
(独)国立科学博物館	
(独)国立高等専門学校機構	
(独)国立女性教育会館	
(独)国立青少年教育振興機構	
(独)国立美術館	
(独)国立文化財機構	
し (独)自動車事故対策機構	
首都高速道路株式会社	
(国研)情報通信研究機構	
新関西国際空港株式会社	
ち 中間貯蔵・環境安全事業株式会社	
(独)中小企業基盤整備機構	
て (独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構	
と (独)都市再生機構	
な 中日本高速道路株式会社	
成田国際空港株式会社	
に 西日本高速道路株式会社	
(国研)日本原子力研究開発機構	
(独)日本学生支援機構	
(独)日本芸術文化振興会	
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	
(独)日本スポーツ振興センター	
日本中央競馬会	
は 阪神高速道路株式会社	
ひ 東日本高速道路株式会社	
ほ 本州四国連絡高速道路株式会社	
み (独)水資源機構	
ろ (独)労働者健康安全機構	

※ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条(平成27年3月18日政令第74号改正)による。

注1 (独)は、独立行政法人の略

注2 (国研)は、国立研究開発法人の略

注3 「沖縄科学技術大学院大学学園」については、建設業法施行令第27条の13に規定する法人では無いため、建設業法第6条第1項二号の「直前3年の各事業年度における工事施工金額を記載した書面」においては、「民間」で計上する。